

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部
を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案について（概要）

令和 5 年 6 月
厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生課

1. 制定の趣旨

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号。以下「一部改正法」という。）によって、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）が改正されることに伴い、必要な経過措置を定めるもの。

2. 政令案の概要

- 一部改正法の施行の日前においても、一部改正法による改正後の旅館業法（以下「新旅館業法」という。）第 4 条の 2 第 3 項の規定による意見の聴取を行うことができるようにすること。
- 一部改正法の施行の日前においても、新旅館業法第 5 条の 2 の規定の例により、同条第 1 項の指針を定め、公表することができるようにするとともに、こうして公表された指針は、施行日において同項の規定により定められ、公表されたものとみなすこと等とすること。

3. 根拠条項

- 一部改正法附則第 12 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 7 月中旬（予定）
- 施行期日：公布日